産業構造審議会知的財産分科会
意匠制度小委員会報告書

「創造的なデザインの権利保護による
我が国企業の国際展開支援について」
（案）

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
（旧産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会）
開催経緯

第１４回小委員会　平成２３年１２月２０日（火）
議事：・意匠制度の現状と課題
・デザインによる国際展開の支援（ハーグ協定及びロカルノ協定）
・デザインによる国際展開の支援（３Ｄデジタルデザインを含む保護対象の拡大）

第１５回小委員会　平成２４年１月２７日（金）
議事：・デザインによる国際展開の支援（ハーグ協定及びロカルノ協定について）
・意匠の国際登録制度と国内制度との相違による主な課題について
・我が国のハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性について

第１６回小委員会　平成２４年２月２９日（水）
議事：・３Ｄデジタルデザインを含む保護対象の拡大について
・デジタルデザインの保護の現状及び各国保護状況
・デジタルデザイン保護拡大にあたっての課題及び検討の視点

第１７回小委員会　平成２４年５月２３日（水）
議事：・デザインによる国際展開の支援（ハーグ協定及びロカルノ協定について）
・複数意匠一括出願について
・意匠原簿と国際登録簿について
・国際公開と我が国の登録公報について

第１８回小委員会　平成２４年６月２０日（水）
議事：・ロカルノ協定への加盟について
・３Ｄデジタルデザインを含む保護対象の拡大について

第１９回小委員会　平成２４年７月２７日（金）
議事：・国際登録の公開と公開の延期（繰り延べ）について
・部分意匠等の意匠登録出願の国際出願における取り扱いについて
・画像デザインに関する米国における保護の実態について（出張調査報告）

第２０回小委員会　平成２４年９月２８日（金）
議事：・画像デザインに関する欧州における保護の実態について（出張調査報告）
・画像デザイン保護拡充の基本的方向性と保護拡充についての課題への対応

第２１回小委員会　平成２４年１１月１９日（月）
議事：・ハーグ協定ジュネーブアクト加盟に向けた我が国の対応
・国際出願手数料の在り方について
・提出図面の扱いその他国内法で検討が必要な事項について

・自己指定について
・画像デザイン保護拡充の基本的方向性について

※平成２５年７月１日付で産業構造審議会の組織の見直しが行われ、上部委員会の名称変更に伴い、実質第２２回を見直し後の第１回として整理。

第１回小委員会　平成２５年１１月２２日（金）
議事：・画像デザイン保護拡充の方向性について
・ハーグ協定加入に伴う規制の事前評価の実施について

第２回小委員会　平成２５年１２月２５日（水）
議事：・画像デザイン保護拡充の方向性について　今後の検討方針
・創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について（報告書案）

第３回小委員会　平成２６年１月３１日（金）
議事：・創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について（報告書案）

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
（旧産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会）
委員名簿

	淺見　節子	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授 （平成２５年１１月２２日　第１回から）
	石井　英一	一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会部会長 トヨタ自動車株式会社知的財産部第２知財推進室室長 （平成２４年5月２３日　第１７回から）
	大下　晋	日本知的財産協会常務理事 ヤマハ株式会社知的財産部部長 （平成２５年１１月２２日　第１回から）
委員長	大渕　哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	古城　春実	ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所弁護士 （平成２５年１１月２２日　第１回から）
	下川　一哉	日経ＢＰ社日経デザイン編集長
	髙野　輝久	東京地方裁判所判事 （平成２４年7月２７日　第１９回から）
	髙部　篤	株式会社レーベン販売代表取締役
	茶園　成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	永田　義人	一般社団法人情報サービス産業協会政策委員会知財・法務部会委員 株式会社野村総合研究所法務・知的財産部上級専門スタッフ
	橋田　規子	芝浦工業大学デザイン工学部デザイン工学科教授
	林　千晶	株式会社ロフトワーク代表取締役社長 （平成２５年１１月２２日　第１回から）
	林　美和	日本弁理士会意匠委員会第２委員長 ＴＭＩ総合法律事務所弁理士 （平成２５年１１月２２日　第１回から）
	平野　哲行	株式会社平野デザイン設計代表取締役社長
	増田　勝弘	ゼブラ株式会社常務取締役ＣＳＲ推進本部長
	水谷　直樹	水谷法律特許事務所弁護士・弁理士
	和田　直子	一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会デザインの法的保護タスクフォース主査 株式会社東芝技術・イノベーション部知的財産室主務 （平成２５年１１月２２日　第１回から）

（敬称略，五十音順）

（備考） 旧産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会における委員

・平成２４年2月２９日　第１６回まで

能川　勝男　　一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会部会長
日産自動車株式会社知的財産部主管

・平成２４年１１月１９日　第２１回まで

内山　信幸　　一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会デザインの法的保護タスクフォース主査
ソニー株式会社知的財産センターパテント部担当部長
牧野　利秋　　ユアサハラ法律特許事務所弁護士・弁理士
柳生　一史　　日本知的財産協会常務理事
味の素株式会社理事知的財産部長
吉井　剛　　日本弁理士会コンプライアンス委員会委員長

（敬称略，肩書は委員就任当時，五十音順）

目次

はじめに…… 1
Ⅰ．ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応 …… 2
１．ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定の概要と加入の是非…… 2
（１）ハーグ協定ジュネーブ改正協定の概要 …… 2
（２）ロカルノ協定の概要 …… 2
（３）問題の所在 …… 3
（４）対応の方向性 …… 3
２．ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応 …… 4
（１）複数意匠一括出願制度について …… 4
（２）公表の延期について …… 5
（３）新規性の喪失の例外の適用について …… 6
（４）関連意匠について …… 7
（５）部分意匠について …… 8
（６）図面の提出要件緩和について …… 9
（７）組物の意匠について …… 10
（８）秘密意匠について …… 10
（９）公報の発行及び原簿の管理について …… 11
（１０）国際出願の手数料納付形式について …… 13
（１１）国際出願における自己指定の容認について …… 13
（１２）特許庁を通じた国際出願の受付について …… 14
（１３）国際意匠分類と日本意匠分類について …… 15
（１４）小括 …… 16
Ⅱ．画像デザインの保護拡充について…… 18
１．現行制度の概要…… 18
２．問題の所在…… 18
（１）画像デザインを巡る状況 …… 18
（２）保護拡充の検討にあたり特に留意すべき課題 …… 19
（３）制度設計におけるその他の考慮事項 …… 21
３．対応の方向性…… 22
（１）諸課題を踏まえた制度案 …… 22
（２）小括 …… 29
（３）意匠制度を支える運用面のインフラ整備 …… 29
（４）今後の検討の在り方 …… 31
Ⅲ．参考資料…… 33

はじめに

企業活動のグローバル化に伴い、模倣被害の防止、デザインによるジャパンブランドの更なる発信が国際競争力を確保する上で重要となってきている。実際に、国際的な意匠権保護に対する意識の高まり、クールジャパンの海外での評価の向上を背景に、企業の出願行動の海外シフトが進んでいる。日本から米欧韓中への意匠登録出願件数は、知的財産基本法が施行された２００３年以来、２０１２年までの間に３０％増加した。デザインを原動力とした企業の国際展開を加速化させるため、意匠制度の国際調和を進める必要がある。とりわけ、国際的な意匠権取得手続の支援、意匠法の保護対象の不整合の解消は、検討の喫緊性が高いものと考えられる。

こうした状況を背景に、日本再興戦略（平成２５年６月閣議決定）において、知的財産制度の抜本的強化策の柱の一つとして、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」に加入することにより、新興国を含めたグローバルな権利保護を支援することが掲げられている。また、知的財産推進計画２０１３では、画像デザインの保護拡充が、国際的な知的財産制度間競争を勝ち抜くための基盤整備に向けて、検討すべき課題として位置づけられている。

当小委員会では、簡易な手続によって安価に国際的な意匠権の取得を可能とする「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（仮称）」（以下「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」という。）及び「１９７９年９月２８日に修正された１９６８年１０月８日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（仮称）」（以下「ロカルノ協定」という。）への加入、並びに画像デザインの保護拡充の方向性について検討を行った。

Ⅰ．ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

１．ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定の概要と加入の是非

（１）ハーグ協定ジュネーブ改正協定の概要

ハーグ協定ジュネーブ改正協定は、ハーグ協定に基づく協定のうちの一つであり、１９９９年に作成され、２００３年に発効している。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定は、各国別に発生する出願手続を一元化し、国際事務局への一つの出願手続で、指定した締約国それぞれに出願した場合と同等の効果を得ることができる意匠の国際出願及び登録システムである。

国際出願は、国際事務局による審査を経て国際登録され、その後国際公表される。実体審査国が国際登録の効果を拒絶する場合には、国際公表後遅くとも１２か月以内に一次審査結果通知を行う。国際登録の更新や移転等の手続は権利者が国際事務局に対して行い、締約国毎の移転等の手続は不要である。各国における権利の保護期間は、国際登録の日から５年ごとに国際登録が更新されることを条件に、最低１５年間である。

なお、ハーグ協定ジュネーブ改正協定には、２０１３年１２月末時点でＥＵや欧州各国を始め計４６の国及び機関が加入しており、米国及び韓国でも加入準備が進められているところである。年間の登録意匠数は、約一万件である。

【直接出願ルート】

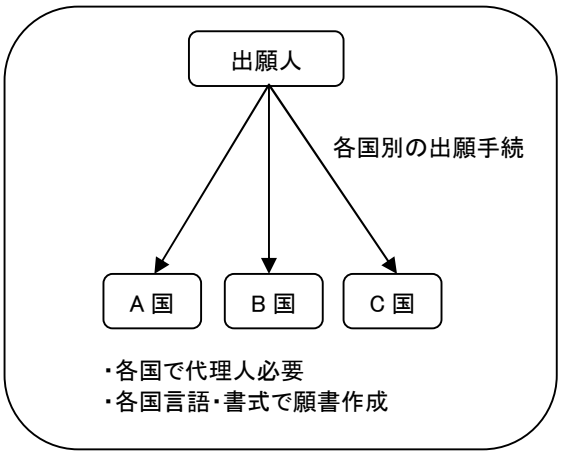

【ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく出願ルート】

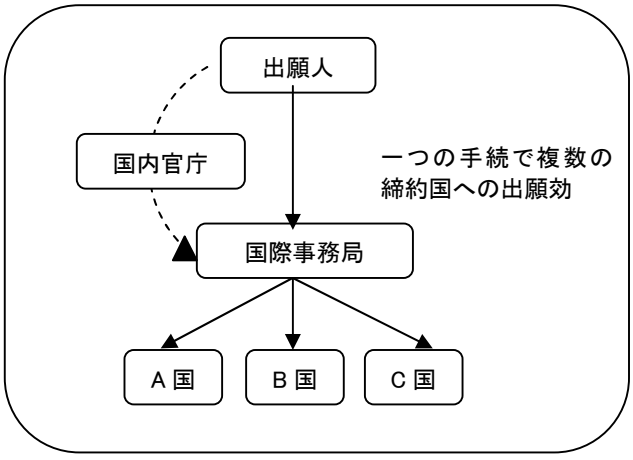

（２）ロカルノ協定の概要

ロカルノ協定は１９７１年に発効しており、この協定に基づいて国際意匠分類が作成されている。

このロカルノ協定には、２０１３年１２月時点で５２か国が加入している。

日本や米国はロカルノ協定に加入してないが、それぞれの国の意匠公報には国際意匠分類と国内分類を併記し、国際意匠分類を利用するユーザーの先行意匠調査に資するため、参考情報として提供している。

この国際意匠分類は英語とフランス語で作成されており、３２の類別と２１９の小類別で構成されている。ロカルノ協定に加入すると、意匠の寄託又は登録のための公文書及び公式に発行されている出版物に国際意匠分類を掲載する義務が生じる。

（３）問題の所在

近年、我が国出願人による海外への意匠登録出願が増加している一方、我が国はハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入していない。そのため、我が国ユーザーは、簡便な一つの手続によって複数の国への意匠登録出願を可能にすることにより意匠権を迅速に取得し、かつ一元管理することが可能となるという協定のメリットを享受できない（特許及び商標の分野では、同種の条約に加入済み。）。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入により、出願人の手続負担や費用負担を抑制できる。また、海外において我が国の審査結果が参照されることにより、安定した意匠権が設定される効果も期待できる。さらに、英語等で国際公表がされることにより、企業のデザイン力のアピールや模倣抑止といった効果が期待できる。

また、ロカルノ協定への加入により、同協定の正式メンバーとして、国際意匠分類改訂作業に積極的に関与することが可能となる。それに伴い、我が国のデザイン産業の実態を反映した国際意匠分類の変更が可能となる。

他方、我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定に加入する場合、両協定の前提とする制度と我が国意匠制度との調和について十分に検討する必要がある。このことを踏まえ、我が国が両協定に加入することの是非を検討する必要がある。

（４）対応の方向性

ユーザーからハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への早期加入を要望する声がある点、国際的な意匠の手続調和に資する点、我が国企業の国際展開支援に資する点等に鑑み、両協定への加入に向けて対応を進めることが適当である。

２．ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応

我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定に加入するにあたり、協定に規定された内容を担保するため、また、ユーザーにとってより利用しやすい制度とするため、意匠法及び関係法令との整合性について検討が必要となる。

主な検討項目は以下のとおり。

（１）複数意匠一括出願制度について
（２）公表の延期について
（３）新規性の喪失の例外の適用について
（４）関連意匠について
（５）部分意匠について
（６）図面の提出要件緩和について
（７）組物の意匠について
（８）秘密意匠について
（９）公報の発行及び原簿の管理について
（１０）国際出願の手数料納付形式について
（１１）国際出願における自己指定の容認について
（１２）特許庁を通じた国際出願の受付について
（１３）国際意匠分類と日本意匠分類について

（１）複数意匠一括出願制度について

① 制度の概要

国際出願には、国際意匠分類の同一類別に属する意匠であれば１００意匠まで含むことが可能である（協定第５条（４）、共通規則第７規則（３）（ⅴ）及び共通規則第７規則（７）[1]）（以下「複数意匠一括出願」という。）。

他方、我が国のように一意匠一出願を採用している国でも加入できるよう、単一性の宣言をすることで、出願が一意匠一出願の要件に従うまでの間、国際登録の効果を拒絶することができる（協定第１３条）。

② 問題の所在

我が国は、一意匠一出願を採用している（意匠法第７条）が、国際出願は、複数意匠一括出願を可能としている。ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく

[1] 本報告書において、「協定第～条」、「共通規則第～規則」、「実施細則第～節」又は「実施細則第～部」というときは、特に指定しない限り、ハーグ協定ジュネーブ改正協定並びにその共通規則及び実施細則をいう。

複数意匠一括出願について、我が国は国際登録の効果を一律に拒絶するのか、あるいは受け入れるのかについて検討する必要がある。

③ 対応の方向性

近年、デザインの開発サイクルや製品の市場投入サイクルの短縮化が進んでおり、意匠権の取得に係るユーザーの手続負担も増大している。ユーザーにとって権利取得の手続負担軽減を図ることは重要な課題であり、国際出願において複数意匠一括出願が利用できるメリットは大きい。

複数意匠一括出願された国際出願について、仮に我が国が国際登録の効果を一律に拒絶すると、出願人に手続負担及び料金負担を強いることとなる。さらには権利化までの期間が長期化することも懸念される。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入に際し、必要以上に出願人の手続負担や料金負担が増えることがなく、早期に権利化できるよう、一律に国際登録の効果を拒絶することはせずに複数意匠一括出願を受け入れ、そのメリットを享受できるようにすることが適当である。

（２）公表の延期について

① 制度の概要

ハーグ協定ジュネーブ改正協定では、国際出願の対象である意匠が国際登録された場合、協定第１０条（３）及び共通規則第１７規則に基づいて、原則として国際事務局は国際登録の日から６月を経過した後、できるだけ早期に国際登録を国際公報により公表する。ただし、出願人が出願時に登録後即時の公表を請求している場合には、国際登録の後直ちに公表される。

また、協定第１１条は、国際公表の延期について規定しており、国際出願日（優先権が主張されている場合には優先日）から最大３０月の期間、国際登録の公表を延期することができる。各締約国は、その国の法令が意匠の公表の延期を規定していない場合はその旨を、３０月よりも短い期間の公表の延期を規定している場合はその期間を、加入時に宣言により事務局長に通告する必要がある。

② 問題の所在

我が国が、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入する際に、国際登録の公表の延期を認めるか否かについて検討する必要がある。延期を認める場合、我が国を指定締約国とする国際出願について最大何か月の公表の延期の期間を認めることとするのかについて検討する必要がある。

国際登録の公表の延期を認めることとした場合、製品の発売前にその意匠が

明らかとなることが商業上好ましくないと判断される場合等においては、名義人自らが意匠を公表する時期を調整することが可能となる。

他方、長期にわたる延期を認めることとした場合、出願から権利化までの期間の長期化や、先後願等の判断のための後の出願の審査待ち件数の増加が懸念される。

また、我が国を指定締約国とする国際出願については、その国際登録の公表後に我が国での実体審査を経て登録可否の判断がなされることとなる。したがって、国際登録の公表後、我が国で設定登録されるまでの期間については、第三者がその意匠を実施することが可能となるにも関わらず、第三者に自己の意匠を実施されたことによる出願人の損失を填補するための手段がない状態となってしまう。

意匠は公表された図面を見ただけで比較的容易に模倣することができるため、国際登録の公表から設定登録までが短期間であったとしても、その間に模倣品が流通するリスクが大きい。そのため、そうした模倣品について何らかの対応（例えば、意匠を実施した第三者に対する金銭的な請求等）を可能とすることについて、検討を行う必要がある。

③ 対応の方向性

我が国を指定締約国とする国際出願の出願人が、国際公表の延期のメリットを享受することができるよう、ハーグ協定ジュネーブ改正協定で認められる最長期間である３０月を容認することが適当である。

また、国際公表によって第三者が意匠を実施することが可能となることから、出願人の損失を填補するために、その実施をした者に対する金銭的な請求権を認めることが適当である。その際、金銭的な請求権については、我が国における設定の登録があった後でなければ行使できないこととすることが適当である。

（３）新規性の喪失の例外の適用について

① 制度の概要

ハーグ協定ジュネーブ改正協定では、新規性の喪失の例外について明確な規定はない。しかし、協定第１４条（１）において、意匠の国際登録の効果として、各国に対してなされた正規の出願と同等の効果を有する旨の規定があり、原則として我が国を指定締約国とする国際出願は、国内の意匠登録出願と同様に扱うことが求められている。

② 問題の所在

我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入した場合は、協定第１４条

（１）の規定に基づき、我が国を指定締約国とする国際出願に対しても新規性の喪失の例外を認める必要があると考えられる。

しかしながら、我が国では、意匠法第４条等に規定するように、出願時に新規性の喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の書面を提出するとともに、出願から３０日以内に証明書を提出する必要があるところ、現在のハーグ協定ジュネーブ改正協定及びその下位規則を前提とすると、これらの書面を国際出願に添付することができない。

そこで、我が国を指定締約国とする国際出願に対しても新規性の喪失の例外を認める場合、これらの書面の提出方法及び提出期間等について検討する必要がある。

③ 対応の方向性

我が国を指定締約国とする国際出願についても、新規性の喪失の例外適用を認めることとし、国際公表から一定期間内に、特許庁に対して関係手続を行うことを可能とすることが適当である。

（４）関連意匠について

① 制度の概要

我が国では、意匠法第１０条第１項において、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という）に類似する意匠（以下「関連意匠」という）について、同法第９条第１項又は第２項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる旨規定されている。関連意匠は、出願日がその本意匠の意匠登録出願の日以降であって、その本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行の日前である場合に限り認められる。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定上は関連意匠の保護についての規定は特段存在せず、関連意匠の保護は各国の国内法の規定に委ねられており、国際出願の手続上、本意匠番号を記載した書面を国際出願に含めることは可能である（実施細則第４０７節)。

② 問題の所在

我が国を指定締約国とする複数の国際出願の間における関連意匠の出願を認めるか否か及び国内の意匠登録出願と我が国を指定締約国とする国際出願との間における関連意匠の出願を認めるか否かを検討する必要がある。また、これらの出願の間に関連意匠の出願を認める場合、我が国を指定締約国とする国際出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願が意匠登録を受けることができ

る出願期間について整理する必要がある。

③ 対応の方向性

我が国では国内の意匠登録出願については関連意匠の出願を認めている。また、国際出願における手続上も、関連意匠の出願をすることが可能である。そのため、我が国を指定締約国とする複数の国際出願の間における関連意匠の出願及び国内出願と我が国を指定締約国とする国際出願との間における関連意匠の出願を認めることが適当である。

なお、関連意匠制度は、あくまでも意匠法第９条（先願）の例外であり、新規性の喪失までをも救済する制度ではないことから、我が国を指定締約国とする国際出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願は、少なくとも国際公表によって本意匠の新規性が失われる前までにすることが求められる。

（５）部分意匠について

① 制度の概要

我が国の部分意匠制度は、意匠法第２条の規定により物品の部分について、意匠登録を受けることができる制度である。ハーグ協定ジュネーブ改正協定については、協定上は部分意匠の保護についての規定は特段存在せず、部分意匠の保護は各国の国内法の規定に委ねられている。

② 問題の所在

我が国を指定締約国とする国際出願についても、部分意匠の出願を認めるかどうか検討する必要がある。

なお、我が国では、部分意匠の出願について、願書の記載事項[2]や、願書添付図面等における意匠登録を受けようとする部分の特定方法[3]が定められている。

部分意匠の出願を認める場合、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく出願様式と国内の意匠登録出願の様式とで相違する部分が存在するため、その対応を検討する必要がある。

③ 対応の方向性

我が国では国内の意匠登録出願については部分意匠の出願を認めており、国際出願における手続上も、部分意匠の出願をすることが可能である。手続を調

[2] 意匠法施行規則第２条様式第２備考８に基づいて【部分意匠】の欄を設ける必要がある。
[3] 意匠法施行規則第２条様式第６備考１１により、意匠登録を受けようとする部分を実線で、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の【意匠の説明】欄に記載する。

和する観点から、我が国を指定締約国とする国際出願についても、部分意匠の出願を認めることが適当である。

ただし、出願様式が国際出願と我が国国内の意匠登録出願において相違する部分が存在するため、意匠登録を受けようとする部分の認定基準等について、意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することが適当である。

（６）図面の提出要件緩和について

① 制度の概要

ハーグ協定ジュネーブ改正協定では、協定第５条において、国際出願の対象である意匠の複製物を提出することとしている。さらに、共通規則第９規則及び実施細則第４部において、国際登録を受けようとする意匠を表す図面等の提出要件に関し、図面の様式、官庁が要求できる図の数の制限等が定められている。

一方、我が国では、意匠法第６条、意匠法施行規則第３条から第５条まで及び様式第６から第８までに基づいて、立体物の場合は、正投影図法による６面図若しくは等角投影図法又は斜投影図法により意匠登録を受けようとする意匠を表し、必要に応じてその他の図を提出しなければならない。そのため、我が国への意匠登録出願については、意匠登録を受けようとする意匠の形状を明確にするために断面図や部分拡大図などを添付する必要が生じる場合がある。

② 問題の所在

我が国意匠法とハーグ協定ジュネーブ改正協定では、図面等の提出要件に違いがある。

現状、我が国は権利内容を明確化するため、物品全体の形態の開示を担保すべく図面の提出要件を厳格なものとしている。しかし、国際出願の中には、我が国の図面の提出要件を満たさず、我が国の現在の考え方からすれば具体的な一の意匠が特定できないものも多数含まれている。

この点について、ユーザーからは、図面等から意匠が特定できない場合には、権利内容が不明確となるため、我が国では登録すべきではないとする声がある一方、日本は図面の提出要件が厳格過ぎるとの意見も聞かれる。特に、中小企業が国際出願をして各国で意匠権を取得するにあたり、制度の違いによって意匠を表す図面等の記載要件が異なることは、手続及び費用の面でユーザーの負担となる。

以上の点に鑑み、適切な図面提出要件について検討する必要がある。

③ 対応の方向性

ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入にあたっては、我が国が求める図面提出要件や要件を満たさなかった場合の我が国の対応を整理し、ユーザーに周知する必要がある。

さらに、国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担が少なく、かつ権利内容が明確となるよう、意匠の認定基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することが適当である。

（７）組物の意匠について

① 制度の概要

我が国では、複数の物品について、全体的な統一感を持たせるように構成物品それぞれがデザインされた場合、同時に使用される二以上の物品を、組物として出願することによって、一意匠として権利取得することが可能である。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定には、組物の保護に関する規定はないものの、国際出願の要件を満たせば、複数の物品を一意匠中に含めることが認められている。

② 問題の所在

国際出願において一つの国際出願に含むことができる意匠は、国際意匠分類の同じ類別に属している必要がある（共通規則第７規則）。この要件により、意匠法施行規則別表第二で規定する５６品目のうち、国際意匠分類の複数の類別にまたがる物品から構成されるものは、国際登録が認められない。また、国際出願と国内の意匠登録出願とでは、図面提出要件や願書記載要件に相違がある。

③ 対応の方向性

ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入にあたっては、我が国が求める組物の要件や要件を満たさなかった場合の我が国の対応を整理し、ユーザーに周知する必要がある。

さらに、国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担が少なく、かつ権利内容が明確となるよう、組物の意匠の認定基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することが適当である。

（８）秘密意匠について

① 制度の概要

我が国では、意匠法第１４条の規定により、意匠権の設定の登録の日から最長３年の期間、その意匠を秘密にすることができる。

他方、ハーグ協定ジュネーブ改正協定においては、（２）で述べたとおり、国際出願日（優先権主張がされている場合には優先日）から最大３０月の期間、国際登録の公表を延期することができる。

② 問題の所在

我が国を指定締約国とする国際出願について、秘密意匠の適用を認めた場合、国際公表の延期期間を最長３０月認めた上に、さらに権利化後３年間の秘密期間を設けることになり、第三者の監視負担の増大が懸念される。一方で、我が国においては、国際公表された意匠のみが設定登録の対象となるため、我が国で登録になった後にもなお秘密にしておくメリットは少ない。

③ 対応の方向性

我が国を指定締約国とする国際出願については、既に国際公表がされており、その内容を秘密にする必要性があるとは考えにくく、秘密意匠の適用を認めないことが適当である。

（９）公報の発行及び原簿の管理について

① 制度の概要

意匠権の設定及び変動については、これを公示する必要があることから、我が国では、意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限等を、国内の意匠原簿への登録事項としている（意匠法第６１条)。加えて、意匠原簿を閲覧に供し、謄本を交付すること（意匠法第６３条）や、設定登録となった意匠について意匠公報に掲載すること（意匠法第２０条）により意匠権の内容を広く知らしめている。また、意匠権は、設定の登録により発生する（意匠法第２０条）とされており、意匠権の変動については登録により効力が生じるものとされている。(意匠法第３６条において準用する特許法第９８条第１項第１号)。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定では、国際登録簿は、「国際事務局が維持する、国際登録に関する情報の公式の記録」と規定されており、国際登録に関する情報は国際事務局が管理する国際登録簿に記録される。各締約国が登録簿を有し意匠権等の管理を行うことを妨げないが、国際登録の移転や国際登録の効果の無効等については、国際登録簿への記録が各締約国の官庁の登録簿においてなされた場合と同一の効果を有する旨規定されている（協定第１６条（２))。

さらに、ハーグ協定ジュネーブ改正協定では、国際出願の対象である意匠が国際登録された後、国際事務局がその国際登録の内容を国際登録公報により公表する（ハーグ協定ジュネーブ改正協定第１０条（３）及び共通規則第１７規

則)。また、国際登録後も、国際登録の更新や所有権移転、放棄等、国際登録の変動について国際登録簿への記録があるたびにそれぞれ公表される。

ただし、指定締約国における実体審査段階において、拒絶の理由を解消する目的で、手続の補正がなされた場合、その補正内容は国際登録簿に反映されないため、国際事務局が発行する公報では公開されない。

なお、国際登録簿への記録と公表は、三か国語（英語、フランス語及びスペイン語）で行われる。ただし各締約国は、国際事務局との通信について、これらの言語のうち一言語を選択することができる（共通規則第６規則)。

② 問題の所在

我が国の意匠法において国内の意匠原簿で管理するとされている事項のうち、国際登録簿で管理される事項と国際登録簿では管理されない事項について整理し、対応を検討する必要がある。

また、我が国での審査において、補正がなされた場合に、設定登録された補正後の意匠の内容を第三者が知ることができないため、何らかの方法でその内容を公開することを検討する必要がある。

さらに、国際事務局との通信に用いる言語を英語、フランス語、スペイン語のいずれとするのか、国際登録に基づく意匠権に係る意匠原簿や意匠公報において、登録及び公開の言語を原語とするのか日本語とするのかについても検討する必要がある。

③ 対応の方向性

国際登録に基づく意匠権について、我が国意匠法において国内の意匠原簿に登録するとされている事項のうち、国際登録簿で管理されない事項については、国内の意匠原簿で管理することが適当である。

さらに、登録意匠の内容を明確にするほか、ユーザーによる先行意匠調査に資するため、我が国を指定し、我が国で登録となった国際出願については、意匠単位で意匠公報を発行することが適当である。

なお、我が国は、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入に際し、国際事務局との通信について英語を選択するとともに、国際登録に基づく意匠権に係る意匠原簿及び意匠公報に記載する言語は、翻訳等により意匠の権利範囲に影響が生じることを避けるため、原語（英語）による記載とすることが適当である。

ただし、我が国の制度ユーザーの利便性を考え、日本語による検索の実現について引き続き検討することが適当である。

（１０）国際出願の手数料納付形式について

① 制度の概要

国際出願に係る手数料のうち、個別指定手数料（各指定締約国における出願料及び登録料に相当）の納付形式は、国際出願時に一括で国際事務局に対して納付する「一括納付」と、これら手数料を国際出願時と各指定締約国での登録前に分けて納付する「二段階納付」とのいずれかを選択可能である（共通規則第１２規則（３））。

② 問題の所在

国際出願の個別指定手数料の支払方法については、一括納付とするか、二段階納付とするかを選択する必要がある。

一括納付を選択する場合、国際出願時に登録料に相当する額も併せて納付するため、登録査定がされた意匠から順次、迅速に意匠権を付与することが可能になる。他方、二段階納付は全ての意匠について審査結果が出た後に登録料を納付することとなるため、早期に登録査定がされた意匠であっても権利化が遅れるケースが想定される。

これらを踏まえ、我が国ユーザーの利便性や負担を考慮してどちらの納付方法を選択するかを検討する必要がある。

③ 対応の方向性

出願人保護の観点から、個別指定手数料の納付方法は一括納付の方法を採用することが適当である。また、ユーザーにとって過大な費用負担が発生しないように、我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査において拒絶された場合には、登録料相当分を出願人に返還することが適当である。

また、具体的な個別指定手数料の額については、マドリッド協定議定書における個別手数料を参考にしつつ、適切な額を設定すべきである。

（１１）国際出願における自己指定の容認について

① 制度の概要

ハーグ協定ジュネーブ改正協定では、官庁が実体審査を行っている締約国は、その締約国の出願人が国際出願で自らの国を指定した場合、自国の指定が効果を有しない旨を、宣言により事務局長に通告することができる（協定第１４条（３））。

この自己指定の禁止の規定は、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の策定の際、国際出願で認められている言語（英語、フランス語及びスペイン語）以外の言語圏の国において、実体審査に遅れが生ずるなどの可能性があることから、１

９３４年ロンドン改正協定、１９６０年ハーグ改正協定にも採用されている自己指定の禁止を各国が選択できるようにしたものである。

② 問題の所在

我が国が自己指定を認めるかどうかを検討する必要がある。

自己指定を認めた場合、我が国出願人が、一の国際出願手続によって日本とその他の締約国において権利を取得可能となる。また、権利化後の移転等も、国際事務局に対する一の手続により、各指定締約国について手続を行った場合と同様の効果を得られるため、ユーザーの負担が軽減される。このため、ユーザーからは、自己指定を認めるニーズが大きい 。

他方、国際出願と国内出願とでは、法制面、手続面で相当程度違いがある。そのため、自己指定を認めることによって制度に不慣れな出願人が不測の事態に直面することを懸念する声や、我が国を指定締約国とする国際出願が増大し、英語で審査をすることによる審査遅延を懸念する指摘がある。

③ 対応の方向性

国内の意匠登録出願と国際出願とでは、法制面、手続面で相違する点があるため、国際出願における自己指定については、これらの相違点についてユーザーが十分に理解した上で行われることが重要である。

このため、国際出願から我が国での登録設定がなされるまでの注意点や留意事項をわかりやすく記載したガイドラインの作成、特許庁ホームページへの掲載、各地での説明会開催等を通じて、国際出願に係る手続を周知徹底することが適当である。

他方、審査遅延への懸念については、ペーパーレスシステム導入による審査の効率化が図られたことにより、現在、一次審査結果通知までの期間は出願後６～７月と、十数年前よりも大幅に短縮されている上、審査官の英語能力も向上している。よって、自己指定を含め国際出願を受け入れても、十分に対応できる体制が整っていると考えられる。

以上のことから、ユーザーに対して国際出願に関する手続や留意点を周知徹底することを前提に、出願人の選択の幅を確保し、ハーグ協定ジュネーブ改正協定のメリットを享受できるようにするという観点から、自己指定を認めることが適当である。

（１２）特許庁を通じた国際出願の受付について

① 制度の概要

ハーグ協定ジュネーブ改正協定では、出願人は国際事務局に直接又は各締約

国官庁を通じて出願することができる旨規定されている（協定第４条（１）（ａ））。ただし、締約国が、当該締約国官庁を通じた国際出願を受け付けない場合には、協定加入時に自国官庁を通じた出願を認めない旨の宣言をすることができる（協定第４条（１）（ｂ））。

また、各締約国官庁を通じた国際出願を受け付ける場合には、国際事務局に送付する際の手数料を徴収することができる（協定第４条（２））。

② 問題の所在

特許庁を通じた国際出願を受け付けるか否か、受け付ける場合は我が国が徴収する送付手数料の額をどの程度にするのか、について検討する必要がある。

また、国際出願の方式審査は国際事務局が行うため、特許庁では法的な権限を伴った方式審査を行うことはできないが、特許庁を通じた国際出願を受け付ける場合には、行政サービスとして、ユーザーに対してどのような支援が可能であるかを検討する必要がある。

③ 対応の方向性

ユーザーの利便性向上のため、特許庁を通じた国際出願を受け付けることが適当である。

また、送付に係る手数料の額の決定や具体的な受付業務等の支援については、特許協力条約やマドリッド協定議定書における国際出願手続を参考にしつつ、適切な額や支援を設定すべきである。

また、特許協力条約に基づく国際出願及びマドリッド協定議定書に基づく商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続代理等は弁理士の専権業務とされていること（弁理士法第４条第１項及び第７５条）に倣い、我が国国民等による特許庁を通じた国際出願（意匠に係る国際登録出願）に関する特許庁における手続代理等も、弁理士の専権業務とすることが適当である。

（１３）国際意匠分類と日本意匠分類について

① 両分類の概要

特許庁では、日本意匠分類を作成し、公開しており、これは意匠審査における迅速かつ的確なサーチを実現するため及びユーザーによる先行意匠調査や意匠権調査を効率よく検索するために利用されている。日本意匠分類は、我が国産業実態に即して我が国独自に作成されたものであり、１３のグループ、７７の大分類、３１９６の小分類で構成されている。

他方、ロカルノ協定で定められている国際意匠分類は、３２の類別と２１９の小類別で構成されており、日本意匠分類と比較すると、分類肢の数が少なく

分類構成が粗いものとなっている。諸外国においては、国内分類を持たず、公報に国際意匠分類のみが掲載されている場合もあり、それらの国の先行意匠調査や権利調査においては国際意匠分類が利用されている。

なお、ロカルノ協定においては、同盟国は意匠の寄託又は登録のための公文書及び公式に発行されている出版物に国際意匠分類を掲載する義務が生じるものの、国際意匠分類の付与基準及び法的範囲は各国に委ねられている。

② 問題の所在

国際意匠分類は付与定義ルールがないため、各国で分類付与の精度が一定でなく、さらに分類肢の数が少なく分類構成が粗い。そのため、国際意匠分類を利用した先行意匠調査は効率が悪いという問題がある。この問題に対応すべく、国際事務局やロカルノ協定同盟国間において、国際意匠分類の細分化やインデックス作成等、国際意匠分類のより効率的な利用について議論がなされているところである。

③ 対応の方向性

我が国がロカルノ協定に加入した際には、ユーザーの調査負担を軽減するため、日本意匠分類を整備した経験を生かし、国際意匠分類の細分化の議論に積極的に加わることが適当である。

また、日本意匠分類は厳密な分類定義が整備され、かつ効率的に細分化されていることから検索ツールとして高い評価を得ている。特許庁の意匠審査においても最大限活用され、審査の迅速化に貢献していることを踏まえ、当面は国際意匠分類と日本意匠分類を併用していくとともに、引き続き日本意匠分類の整備及び充実にも努めることが適当である。

（１４）小括

我が国が、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入することで、我が国ユーザーにとって手続面や費用面での負担軽減のメリットがあることから、協定の前提とする制度と我が国意匠制度とを調和し、ユーザーがより有効に国際出願を利用することができるよう、我が国意匠制度の在り方について、検討を行ってきた。

検討の結果、主な課題についての対応の方向性を整理することができた。この方向性に沿った形で、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入を目指した対応を進めることとし、運用等の詳細については、引き続き意匠審査基準ワーキンググループにおいて、検討を行うこととする。

また、ロカルノ協定については、我が国企業がグローバル展開をするにあた

り、国際意匠分類は諸外国で発行された公報を利用して先行意匠調査をする際の有効なツールとして期待できることや、ロカルノ協定に加入することで、国際意匠分類の各国との調整や調和を図ることが可能となることから、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入に合わせ、ロカルノ協定への加入も目指し、対応を進めることとする。

さらに、我が国ユーザーの利便性向上のため、引き続き国際事務局との調整を行うとともに、ハーグ協定やロカルノ協定の同盟総会のみならず、実務者ワーキンググループにも積極的に参加し、我が国の意見を述べ、必要に応じて規則改正等を各国に働きかけていくこととする。

Ⅱ．画像デザインの保護拡充について

１．現行制度の概要

現行意匠法は、液晶表示部など物品に表示される画像を、物品の部分を構成する意匠として保護している。意匠法第２条第１項に規定する物品に係る画像については、意匠審査基準において、①物品の機能を果たすために必要な表示を行うこと（例：液晶時計の時刻を表示している画像やエレベーターの階数を表示している画像)、②物品にあらかじめ記録されたものであることの２つの要件を満たす必要があるとされている。

意匠法第２条第２項は、特に、明文をもって、物品の機能を発揮できる状態にするためのパソコン等の操作画像が物品の部分の意匠に含まれる旨規定している。審査実務上は、この「機能」について、願書及び図面から特定される意匠から一般的・客観的に想起される「特定の機能」であるとされている。また、①物品と一体的に創作された画像であること及び②その物品にあらかじめ記録されたものであることが要件とされている。パソコンについては、「機能」を（文書作成、音楽再生といった具体的機能ではなく、）より抽象的な「情報処理機能」として解釈することとしているため、当該規定における操作画像には、運用上、パソコンに表示される操作画像や、追加的にインストールされるプログラムによって表示される操作画像は含まれないとされる。

２．問題の所在

（１）画像デザインを巡る状況

近年、タッチパネルをはじめとする入力インターフェイスに関する技術の発達、携帯情報端末の普及と相まって、電子機器に用いられる操作画像のデザインは、製品の付加価値として重要な地位を占めつつある。しかしながら、物品と一体的に創作されかつあらかじめ記録された操作画像しか保護対象としておらず、我が国の現行制度下での画像デザインの保護対象は、諸外国と比較して、限定的なものとされている。

そのため、保護拡充を懸念する意見もある一方で、グラフィカル・ユーザー・インターフェイス（ＧＵＩ）のデザイン開発に多大な創意工夫、労力、時間を費やしている企業[4]や開発者からは、我が国企業の産業競争力強化の観点から、専用機と汎用機の区別なく、後から追加される操作画像のデザインに関する革新的なアイデアを保護することによりイノベーションを促進すべきとの指摘が

[4] 第２１回意匠制度小委員会配付資料（参考資料３）１頁
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/isyou21/17.pdf

なされるようになった[5]。

また、家電を含めた多くの機器のデジタル化によって、ＣＰＵを内蔵し、多目的にこれを使用する機器が増加しており、「情報処理機能」を有することをもってパソコンとその他の電子機器とを区別することは困難となっている。

翻って海外に目をやると、米国・欧州・韓国をはじめとする諸外国では既に、画像に係る意匠について我が国と比較してより手厚い権利保護が実現されている（諸外国における保護の状況についてはⅢ．参考資料を参照。）。「日本再興戦略」や「知的財産に関する基本方針」（いずれも平成２５年６月閣議決定）において、我が国が世界最高の「知的財産立国」を目指すこととされていることを踏まえ、我が国企業の活動がグローバルに展開されるにつれ、製品に係る知的財産が国内と海外とで同様の保護を享受できる制度整備を検討する必要がある。

（２）保護拡充の検討にあたり特に留意すべき課題

産業界からは、画像デザインの保護拡充への期待も寄せられる一方で、新たに権利行使を受け得る範囲が拡大することへの懸念も呈されている[6]。これまで産業界から表明された意見を考慮すると、画像デザインを保護する制度の検討にあたっては、主に以下の点に留意すべきである。

① 情報技術の進展への対応

近年の、入力インターフェイスに関する技術の発展に鑑みれば、現時点では考えられないような操作機能及び機器が今後も累次登場することが予想される。ＧＵＩ等の画像デザインの保護制度が今後の技術の進展に対して時代遅れなものとならないように留意すべきである。

② 権利の実効性

物品に後から追加される操作画像も新たに保護対象とする場合、当該画像の意匠権についての侵害行為を確実に抑制するためには、当該画像を表示するプログラムを配布する行為（例えば、インターネット上のウェブサイトでプログラムを販売する行為）等に対し、適切に権利行使が可能な制度とするべきである。

---

[5] 一般財団法人知的財産研究所『平成２３年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究報告書』４３頁（平成２４年２月）

[6] 参考資料３・前掲注（４）には、いずれの立場からも意見が呈されている。

③ クリアランス負担の増大と保護対象の拡充に伴う意匠制度の裾野の広がり

一つの製品を開発する際、複数の新たなＧＵＩが創作される場合も多く、また、世界的に画像デザインに係る意匠登録件数も増えていることから[7]、機器メーカー等の画像デザインを利用する事業者が、機器やソフトウェアの開発に当たって、他者の意匠権を侵害することがないか否かを事前に調査（クリアランス）する負担は大きい。

制度設計の内容によるが、特に、後から追加される操作画像を保護対象に追加する場合、従来の機器メーカー以外に、プログラムを扱う事業者（例えば、新規にプログラム開発のベンチャー企業を立ち上げた起業家）も意匠法による保護を受けるというメリットがある反面、万が一、他社の意匠権を侵害した場合には、（その現実的可能性の大小はともかく）その責任を追及されうる立場となる。したがって、行使可能となる権利の実効性とそれにより生じる負担のバランスの確保に配慮する必要がある。

④ クラウドサービス等の事業形態多様化への対応

近年の情報通信技術の発展により、クラウドサービス等のサービス事業形態も多様化している。論理的には、操作画像に関する意匠の保護対象を拡大することによって、クラウドサーバー上で顧客による意匠権侵害が発生した場合にクラウド事業者にまで責任が及ぶといった事象が生じる可能性は極めて低いと考えられる。しかし、そのような事態が生じることを懸念する意見も示されていることから、新たな情報通信技術の利用やサービスの普及の妨げとならぬよう、例えば、悪質な場合のみ侵害に問われるような制度設計とするなど、慎重な配慮が必要である。

⑤ エンドユーザーに対する影響への配慮

意匠法において、業として登録意匠に係る物品を使用する行為は、文言上は、侵害行為に該当する[8]。

特許法など他の産業財産権法においては、同様の事例について、現実に侵害責任が問われた事例はない。しかしながら、現行規定の下では、保護対象の拡充によって、例えば、企業において、職務として、インターネットで特定のウェブサイトを閲覧していた社員が、意匠権の侵害に該当する事態が理論的には生じる可能性を否定できない。したがって、エンドユーザーに過度な負担を負

---

[7] 画像デザインの累計意匠登録件数（２０１３年１２月末時点）は次のとおり。特許庁調べ。日本：３，２３６件、米国：４，５９９件、欧州：１３，１３２件、韓国：４，７８６件

[8] 意匠法第２条第３項及び第２３条

わせないよう制度上明確にすべきか検討が必要である[9]。

⑥ 実施者に課される注意義務の在り方

現行制度では、過失の推定規定（意匠法第４０条）によって、過失の有無に関する立証責任が意匠の実施者に転換されている[10]。実施者に過度の注意義務が課され、その実施態様等に比して重いクリアランス負担が生じることがないようにするとともに、実施者がいかなる対応を取れば注意義務を果たしたことになるのかが明確になるよう配慮すべきである。

（３）制度設計におけるその他の考慮事項

以上の論点と合わせて、制度調和に伴う産業界へのメリット、他の知的財産権法との関係についても考慮しつつ、あり得べき制度を考える必要がある。

① 制度の国際整合性

前述のとおり、本論点は、意匠制度の国際調和を通じた産業競争力強化の視点を踏まえて検討を進めるべきである。

---

9 現行保護されている有体物の意匠について、個々の従業員が業務上の目的で会社の備品を用いる行為等が当該従業員による業としての実施に当たるか否かが争われた判例・裁判例はない。

10 現行制度では、登録意匠の内容が登録原簿等によって公示されており、しかも侵害は業としての行為のみに限定されていることから、過失の推定規定によって過失の立証責任が転換されている。

過失の推定規定は「特許発明の内容が特許公報，特許登録原簿等により公示されており，業として製品の製造販売を行っている業者においてその内容を確認し得ることが保障されているから，業者が製品を製造販売し又は製造方法を使用するなどの際に，公示された特許発明の内容等を確認し，上記行為が他人の特許発明を実施するものであるか否か，すなわち，他人の特許権又は専用実施権を侵害するものでないか否かを慎重に調査すべきことを期待し得るのであり，業者に対してかかる注意義務を課し得ることを基礎として」いるものであるとし、実施者による無過失の主張を退けた裁判例（大阪地判平成２２年１月２８日判時２０９４号１０３頁）や、弁護士・弁理士等の専門家の意見を徴しただけでは無過失を立証したことにはならないとした裁判例（大阪地判昭和５９年１０月３０日判タ５４３号２６３頁、東京地判平成１４年４月２５日（平成１３年（ワ）第１４９５４号）（裁判所ＨＰ）等）が存在する。しかし、同規定の趣旨及び実施者に課される注意義務の在り方についての確立した判例はいまだ存在しないとされている。

この点、業としての実施には、例えば、製造業者による製造・販売が該当するほか、流通・小売業者が行う販売行為、会社等の備品として購入された物品の業務上の使用行為、さらには、第三者によって提供されているサービスの利用に伴い供される物品の一時的使用なども含まれる。これらの態様により実施者の現実的なクリアランスの機会や能力は異なる。そのため、これらの実施態様等の相違にかかわらず一律の注意義務を負うものと解すべきではなく、個別の事案に応じて実施者が現実的に対応可能な水準以上のクリアランスをする注意義務は負わないものとすべきである。

とりわけ、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入が予定されていることから、我が国における同協定のユーザーが、各締約国においてより円滑に権利取得することができるようにし、グローバルな企業活動を後押しすることが肝要である。

具体的には、主要国並みの水準まで画像デザインの保護水準を高めることにより、我が国企業が創作したデザインがグローバルに一律に保護される環境を整備すべきである。

② 他の法領域との関係

上記Ⅱ２（１）で記載したとおり、画像デザインの保護によりイノベーションを促進すべきとの指摘がある一方、どの法領域による保護が適切かが問題となる。

この点、一般的に、応用美術[11]は、その概念・範囲は必ずしも明確ではないものの、原則として意匠法による保護に委ねられ、著作物として著作権法による保護を受けないことが多いとの指摘がある。画像デザイン（例：実用ソフトのＧＵＩ）は応用美術の領域に属することが多いことから、少なくとも、意匠法によって保護すべき必要性が高いものと考えられる。

他方、必ずしも応用美術の領域に属すると断言できず[12]、これまでも意匠法の保護対象とはしてこなかった映画、写真、テレビ映像、ゲーム等のコンテンツについては、慎重な検討が必要である。

なお、物品を離れた画像デザインそのものを意匠法で保護することが適当でないのであれば、意匠法以外の法律によって保護することも検討すべきである。

３．対応の方向性

（１）諸課題を踏まえた制度案

以上を踏まえ、当小委員会において議論の対象とした制度案は、以下の各案である。

① 事前の審査を前提とする制度案

我が国の意匠制度では、出願された全件に対して実体審査を行っており、諸外国の登録意匠を対象としたクリアランスも行っている。したがって、現行と同じく審査制度を維持する場合、我が国で意匠登録出願をすることにより、事

11 応用美術とは「実用に供され、あるいは産業上利用される美的な創作物」をいう（文部省『著作権制度審議会答申説明書』８頁（昭和４１年７月））。
12 絵画が純粋美術と解されているように、一般に、美的鑑賞の用に供されることをもって、実用に供され、あるいは産業上利用されているとは解されていない。

業展開を検討している諸外国の先行意匠調査コストを軽減することが可能である。

さらには、我が国を含めた各国で同一の意匠登録出願をした場合、紛争の相手方からの無効請求に対し、我が国における審査の結果を、新規性等の充足性を立証する証拠として利用できるというメリットもある。

審査制度及び登録制度を有する現行の意匠制度を前提とした場合、以下のような制度が考えられる。

（Ａ案）機能ごとに権利化する案

＜保護対象＞

後から追加される操作画像は個々の物品に横断的に表示されることを踏まえ、操作画像について、現行制度において保護されている画像（下記ア。いわゆる「組み込み画像」。）に加えて、画像が表示される個々の物品に依拠しない画像を「映像面に表示される画像」（下記イ。）として新たに保護対象とする。

ア　物品がその機能を発揮できる状態にするための操作画像（現行意匠法２条２項）

イ　映像面に表示される画像であって、プログラムの実行に係る操作画像（例：パソコンとは独立して販売されるプログラムにより表示される画像、インターネットを通じてパソコンに表示される画像）

＜効力範囲＞

「映像面に表示される画像」の意匠権の効力範囲は当該画像を表示する物品によって制限されるものではない。

しかしながら、無制限に意匠権の効力範囲が広がることとなれば、プログラムの開発者等に課されるクリアランス負担が過大となる。そこで、「映像面に表示される画像」の意匠権は、当該画像を操作画像として用いるプログラムの機能によって、その効力範囲が定まることとする。

なお、プログラムの機能は、意匠権の効力範囲に関する重要な事項である。したがって、「映像面に表示される画像」の意匠権の効力範囲が適切なものとなるよう、現行意匠施行規則の別表一に物品の区分が定められているのと同様に、プログラムの機能の区分を定め、願書においてプログラムの機能の記載を義務づけることとする。

＜実施行為・侵害行為＞

「映像面に表示される画像」の意匠について、その権利の実効性を担保する

ため、画像を表示させるプログラムの生産、譲渡等（電気通信回線を通じた提供を含む。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出を実施行為とし、エンドユーザーへの配慮から使用を実施行為から除くことが考えられる。

具体的には、例えば以下の行為等を実施とすることが考えられ、その場合、これらの行為を登録意匠と同一又は類似の意匠について業として行った場合には侵害行為となる。

ア　意匠に係るプログラムの生産
・意匠に係るプログラムの複製（譲渡を前提としたものに限る）
・意匠に係るプログラムを記録した製品の製造
イ　意匠に係るプログラムの譲渡等
・意匠に係るプログラムを記録したＣＤ－ＲＯＭの販売
・意匠に係るプログラムを記録したパソコンの販売
・意匠に係るプログラムのインターネットでの販売
・ウェブサーバ上の意匠に係るプログラム（ｗｅｂアプリ等）の利用者への提供
ウ　意匠に係るプログラムの輸出又は輸入
エ　意匠に係るプログラムの譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。）

なお、使用を実施としない一方で、譲渡等に性質的に近しい使用行為（例えば、ＡＴＭで顧客にＧＵＩを使用させる行為。）はみなし侵害として規定し、権利の実効性を調整することが考えられる。

＜メリット・デメリット＞

本制度案のメリットは、画像が表示される物品とは無関係にプログラムの販売行為等に権利行使をすることが可能であり、権利の実効性を十分に確保できる。

他方、これまでクリアランス負担のなかったプログラムを作成・販売等する事業者に新たな負担が生じることや、これまでクリアランス負担があった企業等にとっても、従来と異なるプログラムの機能区分中心のクリアランス実務は現時点で予測がしづらいことがデメリットと考えられる。

（Ｂ案）物品ごとに権利化する案

＜保護対象＞

意匠は物品の形状等である（意匠法第２条第１項）という現行意匠法の原則を踏襲しつつ、従来保護対象としてきたあらかじめ物品に組み込まれた画像に

加え、これまで保護されてこなかった、（ア）追加的にインストールされるプログラムによって表示される操作画像や、（イ）パソコンに表示される操作画像を、あくまで物品の部分の形状等（部分意匠）として新たに保護対象とする。

なお、意匠法第２条第２項は「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」を意匠として規定している。

現行の運用においては、必ずしも条文の文言上一義的に導けるわけではないものの、物品の「機能」とは、願書や願書に添付された図面によって特定できる意匠から一般的・客観的に共通して想起される「特定の機能」を意味するものとして、パソコンについて「特定の機能」とは（ＣＰＵを多目的で使用することのみを指すという意味で抽象的な）情報処理機能であるとしている。この結果、パソコンについて、インストールされたビジネスソフトを使用して作業を行っている状態は、「特定の機能」（情報処理機能）を既に発揮させている状態であり、その際に表示される画像は、「機能を発揮できる状態にするために行われる」ものではなく、保護対象外とされている。

「特定の機能」の内容として、情報処理機能の発揮後の「文書作成」、「音楽再生」といった具体的機能を意味するという解釈も不可能ではなかったが、当時の状況においては、妥当な解釈であると考える。

しかしながら、情報技術が進展するにつれ、「情報処理機能」の具体的な発現である「文書作成」、「音楽再生」といった具体的機能を「情報処理機能の発揮後」のものとして、関係するアプリを意匠法の保護対象外とすることは、パソコンと他のＣＰＵ内蔵機器（スマートフォン、携帯音楽再生機等）との保護のバランスを失しかねない状況に至っている。

このような事情を踏まえれば、Ｂ案を選択する場合の保護対象の拡充は、法改正のみならず、意匠法第２条第２項の「機能」に係る審査基準を技術の実態に即した形で改訂することによって実現することも考えられる[13]。

＜効力範囲＞

現行制度下では、意匠権の効力範囲は、判例上、登録意匠に係る物品が同一又は類似でありかつ登録意匠に係る形態（形状、模様若しくは色彩又はこれら

13 なお、審査基準の改訂で登録要件を緩和する場合、審査実務上は、新基準の適用日を基準として、あらかじめ物品に組み込まれた操作画像であるか追加的にインストールされるプログラムによって表示された操作画像であるかを問わず、物品の部分の意匠として登録を受けることができるようになる。

の結合）が同一又は類似と認められる範囲とされている[14]。また、意匠に係る物品の類否は当該物品の用途及び機能の共通性を踏まえて判断することも実務上定着している[15]。

後から追加される操作画像を物品の部分の意匠として保護する場合においても、当該意匠に係る意匠権は、登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品であって、その意匠の形態が同一又は類似であるときには、意匠が類似するものとして権利が及ぶこととする。また、現行審査運用上、部分意匠の類否判断においては、物品の部分の用途及び機能も考慮されており、同運用は、画像デザインの類否判断においても適用されている。

この点を踏まえ、意匠の類否は、以下の観点によって判断されることとする。

- 意匠に係る物品の類否
- 意匠に係る物品の部分の用途及び機能の類否
- 意匠の形態の類否

なお、意匠は物品と一体のものであるから、他の登録意匠が部分意匠である場合においては、当該部分の形態を包含するのみならず、当該部分意匠に係る物品を実施する関係になければ、意匠の利用ということはできない[16]。したがって、ある画像デザインがパソコンの部分意匠として登録されている場合において、当該画像デザインと同一のデザインを冷蔵庫に適用したとしても、両者が利用関係に立つことはなく、冷蔵庫の部分意匠である画像デザインに、パソコンの部分意匠である画像デザインの権利が及ぶことはない。

＜実施行為・侵害行為＞

現行の物品の意匠と同じく、以下の行為等を実施に含めることが考えられ、これらの行為を同一又は類似の意匠について業として行った場合には侵害行為となる。（※ただし、エンドユーザーの行為については配慮が必要。）

Ａ案と異なり、画像それ自体やこれを表示するプログラム等の生産・譲渡等の行為は意匠の実施には該当しない。

---

14 最判昭和４９年３月１９日民集２８巻２号３０８頁

15 大阪高判平成１８年５月３１日（平成１８年（ネ）第１８４号）（裁判所ＨＰ）等

16 意匠の利用とは、ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては他の登録意匠とは非類似の一個の意匠をなしているが、この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある場合をいう。（大阪地判昭和４６年１２月２２日無体集３巻２号４１４頁（学習机事件））

ア　意匠に係る物品の製造
・インストール等により意匠に係る物品で画像を表示可能にする行為[17]
イ　意匠に係る物品の使用
ウ　意匠に係る物品の譲渡又は貸渡し
エ　意匠に係る物品の輸出又は輸入
オ　意匠に係る物品の譲渡又は貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための申出を含む。）

物品ごとに権利化するＢ案を採用する場合、以下のとおり、権利の実効性を高めるために立法的手当をする案（Ｂ－１案）と、権利行使の在り方を現行通りとする案（Ｂ－２案）とが考えられる。

（Ｂ－１案）物品ごとに権利化する制度を維持しつつ権利の実効性を高めるための立法的手当てをする案

プログラムはその動作環境さえ適合すれば当該画像が表示される物品は問わないから、現行意匠法第３８条第１号の「意匠に係る物品の製造にのみ用いる物」（いわゆる「のみ品」）には該当しない可能性がある[18]。したがって、現行制度を前提にプログラムの配布等に権利行使することには一定の限界があると考えられる。

そこで、画像デザインの保護の実効性を確実に担保すべく、例えば、業として登録意匠と同一又は類似の画像を表示させるプログラムを生産・譲渡等する行為を、適切な条件[19]のもとで侵害の予備的・幇助的行為として侵害行為とみなすこと等を検討する。

---

17 このようなインストール行為は、「製造」行為と評価されるべきとの意見がある（報告書・前掲注（５）１４４頁）。

18 報告書・前掲注（５）１４７頁では、「「のみ品」についての現在の解釈を前提とすれば、とりわけ、画像デザイン表示プログラムのように、基本的には１つの画像デザインを発現させる「元データ」をもって、当該画像デザインを表示する多種多様な「物品」に施されることによって、多種多様な（画像デザインに係る）意匠を作出し得ることが可能な場合も少なくないと考えられることから、そのような画像デザイン表示プログラムの場合については、特定の登録意匠との関係で「のみ品」と解することが困難となり得ることも考えられる。」としている。

19 特許法第１０１条第２号のいわゆる多機能型間接侵害の規定に倣えば、プログラムが、その物品が視覚を通じて美感を起こさせるものであるために「不可欠」な物であることや、行為が、その物品が登録意匠又はこれに類似する意匠に係るものであること及びそのプログラムがその物品の製造に用いられることを「知りながら」行われたものであること等を条件とすることが考えられる。

＜メリット・デメリット＞

本制度案は、上記手当てにより、一定の条件下でプログラムを生産・譲渡等する行為に権利行使することが可能である。よって、権利の実効性が相対的に高いことがメリットである。

他方、これまでクリアランス負担のなかったプログラムを作成・販売等する事業者に新たな負担が生じることがデメリットと考えられる。ただし、物品の区分を中心とした現行のクリアランス実務を維持可能であり、Ａ案と比べてクリアランス実務は想定しやすい。

（Ｂ－２案）物品ごとに権利化する制度を維持し立法的手当てをしない案

プログラムの生産・譲渡等の行為については、後発デザインの創作活動の萎縮防止の観点から、Ｂ－１案で新設を検討した間接侵害規定は設けない。

前述のとおり、登録意匠に関する操作画像を表示するプログラムは、現行意匠法第３８条第１号の「意匠に係る物品の製造にのみ用いる物」（いわゆる「のみ品」）には該当しない可能性が高い。つまり、そのようなプログラムを生産、譲渡等する行為が間接侵害に問われる蓋然性は低いと考えられる。

＜メリット・デメリット＞

本制度案のデメリットは、原則として、プログラムの生産・譲渡等の行為を直接に権利行使の対象とすることには限界があると考えられるため、権利の実効性は相対的には低いことである。

他方、プログラムを作成・販売等する事業者への負担は小さいことはメリットと考えられる。また、物品の区分を中心とした現行のクリアランス実務を維持可能であり、クリアランスの必要な者にとってＡ案と比べて実務が想定しやすい。

② 事前の審査を前提としない制度案

（Ｃ案）事後審査制度案

ＧＵＩはデザインのトレンドに左右されやすく、製品寿命が短いものが多いという点や、過失の推定規定の下で侵害リスクを負うことへの懸念が示されているという点を踏まえ、実用新案法のような、登録に際して事前に審査を行わず、必要に応じて事後的な審査等を行う制度を採用することも考えられる。

当該制度を採用した場合、実体審査を経ていない登録意匠の全てについて、権利の有効性を含めたクリアランスが課されることは適切でないことから、実用新案法に倣い、過失の推定規定は設けないことが考えられる。

また、実体審査を経ていない登録意匠に係る権利が濫用されることを防止す

るため、権利行使に一定の制限を設けることが適当である。例えば、特許庁による評価書の提示を権利行使の要件とすることが考えられる[20]。

＜メリット・デメリット＞

事前の審査が不要であることから、早期の登録が可能となる。

評価書制度を採用すれば、評価書が提示されるまでは権利行使を受けることがない。したがって、侵害行為の回避は紛争が顕在化した場合に行うものとして、事前のクリアランスを行わない実務を採ることも可能である。

他方、審査を通じて権利の有効性が確定されない登録意匠が多数公表されることにより、他者の権利に対する監視負担が増すとの懸念もある。また、Ⅱ３（１）①において挙げた、審査制度のメリットが得られず、無審査国で提起された侵害訴訟等において、我が国で登録されたという事実をもって権利の有効性を主張することができない。

（２）小括

以上で挙げたいずれの制度案にもメリットとデメリットの両面があるところ、ユーザーからの要望を総合し、権利の実効性を担保しつつクリアランス負担の軽減に最大限配慮した、バランスの取れた制度を構築していく必要がある。

つまり、画像デザイン保護の制度の在り方については、法制的な枠組みのみならず、クリアランスツールの提供を含む、意匠制度を支える運用面のインフラ整備も合わせて、実現される画像デザイン保護制度全体の青写真を描きつつ検討を進めなければならない。

（３）意匠制度を支える運用面のインフラ整備

① クリアランス負担の軽減

前述のとおり、操作画像に関する意匠の保護対象を拡大すれば、業務上画像デザインを利用する者は、意図せずに他人の意匠権を侵害する可能性が生じることから、その事業の態様にもよるものの、従来不要であったクリアランスを新たに行う必要が生じる可能性がある。とりわけ、事業の実施体制が脆弱なことが多い小規模なアプリ開発業者にとって、クリアランスを行うこととした場合の負担は重く、また、知的財産管理体制の整った大企業であったとしても、

---

20 なお、不正競争防止法については、現在でも商品化されたプログラム等によって表示される画像デザインについては、プログラム商品を譲渡する行為が不正競争防止法第２条第１項第３号の不正競争（商品形態の模倣）に該当するとして、当該行為の差止め又は当該行為により生じた損害の賠償を請求することができるという考え方も存在する 。その場合、当該行為に係る画像デザインが他者のプログラム商品によって表示される画像デザインに依拠して作り出され、他者の画像デザインと実質的に同一であることが要件となる。

数百から数千のＧＵＩデザインを内包する大規模なシステムを開発する場合には、相当のクリアランス負担が生じるケースも予想される。

このため、画像デザインの開発業者や利用者の負担を可能な限り軽減する措置を講ずる必要がある。

クリアランス負担の軽減策としては、例えば下記の対応が考えられる。

ア　登録意匠クリアランスツールの整備

現在、特許電子図書館（ＩＰＤＬ）で一般に利用が開放されている意匠検索が、登録意匠を検索するクリアランスツールとして利用可能であり、テキスト検索や分類検索が可能である。

当該既存のクリアランスツールの整備に加え、そのほか画像データをインプットすることにより既に登録されている画像意匠との同一・類似の判断を行えるような、イメージマッチング技術を利用した検索システムの導入について検討を進める。

また、プログラムの機能や用途及び画像の形態等に基づいて、検索を実施するための措置も検討する。

このような新しいクリアランスツールの開発により、検索スキルの高低を問わず、登録意匠の中から自己の開発するＧＵＩに近いものを一覧することが可能となり、事業者の負担の軽減が期待できる。

イ　審査基準等の整備

意匠審査基準には、新規性や創作非容易性の判断基準及び事例が記載されている。事業者はクリアランスに際し、当該基準を参考として、自己の実施する意匠についてのクリアランスの要否検討（自己の実施する意匠がありふれたものであるか否か等）や自己の実施する意匠と登録意匠との類否判断をすることが可能である。今後、画像の意匠について、新規性や創作非容易性の基準をより明確に示し、クリアランスの要否検討や意匠の類否判断を行う上で必要な情報を提供する。

また、審査において新規性及び創作非容易性を的確に判断するために、公知の画像デザインのデータベースを拡充する[21]。

新規性や創作非容易性の判断基準を適切な水準に設定することにより、既存の画像デザインの組合わせによって構成される操作画像は創作非容易性を満た

[21] 自己の実施する意匠がそもそもクリアランスを行う必要のないありふれたものであるかを判断するためには、特許庁において審査で利用している公知資料を一般に公開し、事業者に判断材料を提供することがより望ましいが、資料の一般公開については著作権法上の制約があるため、この点については引き続き文化庁と相談しつつ採り得る対応を行っていく。

さず、登録されることはない。したがって、通常、ありふれた画像を組み合わせたＧＵＩを開発しても、他人の意匠権を侵害することはない。

② 出願手続負担の軽減

機能ごとに権利化する案については、機能の異なる複数のプログラムの機能について同一の形態のＧＵＩを採用する場合、当該複数のプログラムについて漏れなく保護を受けるためには、それぞれのプログラムの機能ごとに別個の意匠登録出願を行う必要がある。

同様に、物品ごとに権利化する案については、複数の物品について同一の形態のＧＵＩを採用する場合、物品ごとに別個の意匠登録出願を行う必要がある。

このような手続上の煩雑さを回避するため、出願支援ソフトの工夫等により、共通する内容を含む複数の意匠登録出願書類を一括して作成及び提出しやすい環境を整備することが考えられる。

③ 意匠審査の迅速性

操作画像の設計開発、特に、携帯端末用のモバイルアプリについては、開発期間の短縮化が進んでおり、開発期間が１か月程度のものも少なくない。このように、ＧＵＩの開発期間が短縮化されているという実態に即して、事前審査を行う場合であっても迅速に権利を付与することについて検討する必要がある。

（４）今後の検討の在り方

画像デザインの保護制度の在り方については、法制的な枠組みと意匠制度を支える運用面の取組とによって実現される制度全体を念頭においた上で検討を進めることが必須である。特に、事業者のクリアランス負担の軽減は、制度の在り方を検討する上で非常に重要な事項と考えられるところ[22]、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システム等のクリアランスツール実現に向けた検討状況を見ながら、保護の枠組みの在り方について議論を進める。

よって、我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し、平成２７年度中のサービス導入を目指す。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図る。

---

22 クリアランス負担に対する懸念が完全に解消されれば、例えば、Ⅱ３（１）①で示したＡ案を前提としつつ、登録意匠の範囲をプログラムの機能によって区分せず、映像面に表示される画像そのものが保護される制度も考えられる。そのような制度を採ることができれば、ハーグ協定を利用したＧＵＩ等の画像の国際出願も、我が国で全面的に受入れが可能となる。

これを前提としつつ、情報技術の発展等によって、物品の種類（パソコンとスマートフォン等）による保護のバランスを失しかねない状況に至っていることを踏まえ、意匠法第２条第２項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う。

この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行う。

そして、以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、前記Ⅱ２（２）で示した課題を中心に、制度の在り方を引き続き当小委員会において検討する。

以上

Ⅲ．参考資料

諸外国における画像意匠保護の状況

諸外国における保護の態様は、大きく分けて、（ⅰ）物品を離れた画像デザイン自体を保護対象とする「欧州型」、（ⅱ）物品であるディスプレイの部分として画像デザインを保護する「米国型」及び（ⅲ）パソコン、スマートフォン等個々の物品の部分として画像デザインを保護する「韓国型」とがある。主要国における状況は、以下のとおりである。

１．米国

米国では、意匠特許（デザイン・パテント）の保護対象は「製造物品のための装飾的デザイン」とされており[23]、物品自体ではなく、物品に応用又は具現化されたデザインが保護の対象となる。

これを画像デザインについてみると、物品から離れた画像デザイン単体では保護の対象とはならないが、画像デザインが物品に表示された状態であれば保護の対象となりうる。また、画像デザインの保護の要件として、物品の機能又は操作との関連性は求められていない。このため、機能や操作と関係しない、装飾のみを目的とする画像デザインであっても保護の対象となり得る。

運用上、例えば、「アイコンが表示されたコンピューター表示画面」や「コンピューターディスプレイのためのグラフィカル・ユーザー・インターフェイス」といった物品名で登録された例がある。

２．欧州

欧州では、「意匠」は「製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるもの」と定義されている[24]。

無体物である画像デザインも「製品」に該当するものと解されており、グラフィカル・ユーザー・インターフェイス（ＧＵＩ）やアイコン等の画像デザイン自体も保護対象となっている。また、画像デザインの保護の要件として、物品の機能又は操作との関連性は求められていない。

---

[23] 米国特許法第１７１条
[24] 欧州共同体意匠理事会規則第３条（ａ）

３．韓国

韓国デザイン保護法においては、「デザインとは、物品・・・の形状・模様・色彩又はこれらを結合したもので、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」と定義されている[25]。

意匠審査基準において、画像デザインはパソコン、スマートフォン等個々の物品の部分として登録を受けることができることとされている。画像デザインの保護の要件として、物品の機能又は操作との関連性は求められていない。

なお、２０１２年９月に、保護範囲を拡大して物品と離れた画像デザイン自体を保護すべく、デザイン保護法改正の立法予告を行ったが、同改正は著作権管理団体、グラフィックデザイナー団体などから意見が出され、同年１２月に、さらに引き続き検討することとされた。

４．中国

中国ではこれまで、製品に通電することで表示される画像については意匠権を付与しない旨が審査基準に明記されており、画像に関する意匠を保護しない運用がなされてきた。

しかしながら、現在、中国国家知識産権局（ＳＩＰＯ）では操作画像を含む製品の意匠保護が検討されており、２０１３年１０月には基準改定案について意見募集が行われている。基準改定案で示されている運用は、電子腕時計や携帯電話機等個々の製品を、表示部に表示される画像を含めた全体の意匠として画像デザインを保護するものである。他方、パソコンの壁紙、ウェブページ、ゲーム画像、アプリの画像等の製品機能の実現に無関係な画像は保護対象として予定されていない[26]。

---

25 韓国デザイン保護法第２条第１項

26 独立行政法人日本貿易振興機構北京事務所知的財産権部編『専利審査指南改正草案（意見募集稿）改正対照表』４頁（平成２５年１０月）（http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20131022_2.pdf）には、意匠専利権を付与しない場合として、「製品に電気を入れた後で顕示する図案。例えば、デジタル時計のディスプレイで表示される図案、携帯電話のディスプレイで表示された図案、ソフトウェアのインターフェイスなど。」とされている箇所を「ヒューマンコンピュータインタラクションと関係なく、又は製品機能の実現と無関係な製品表示装置に表示された図案。例えば、パワーオン・オフの際におけるヒューマンコンピュータインタラクション及び製品機能の実現と無関係なスクリーン壁紙・画面、製品機能の実現と無関係なウェブサイト・ウェブページにおける画像や文字の組版・ゲームのインターフェイス。」と改めることが記載されている。